



広報
西東京

やさしさふれあいの西東京暮らし まちを楽しむ

西東京

東京都知事選挙 特集号

貴重な一票を忘れずに
投票しましょう。

No.387

平成28年(2016)

7/15

市役所代表番号 042-464-1311 (平日午前8時30分~午後5時)

発行/西東京市

編集/企画部秘書広報課 〒188-8666 東京都西東京市南町5-6-13

配布/シルバー人材センター 042-425-6611

詳細はホームページで [西東京市Web](#)

検索

市ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

携帯電話から <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/mobile/>



東京都知事選挙

私たちの将来に、
私たちの声を、

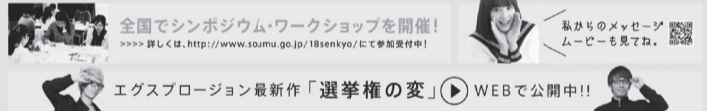


国政選挙は
2016.6.19
の後に
公示される選挙から

選挙権年齢が18歳以上に。

将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に取り入れるために引き下げられます。
18歳以上20歳未満の約240万人が新たに投票できるようになります。

※なお、地方選挙については、上記国政選挙の公示日以降に告示される選挙から適用になります。



詳しくはホームページで、 [18歳選挙権](#)



投票日 7月31日(日)
午前7時~午後8時

告示日 7月14日

都知事選挙も18歳から!
日本の首都の代表者を
決めるのはあなた!

◆選挙管理委員会事務局(保)
(042-438-4090)

西東京市で投票できる方

平成10年8月1日以前に生まれ、
引き続き3カ月以上、本市に住民登録がある方

投票所入場整理券

各世帯宛てに封書でお送りします。

届いている場合

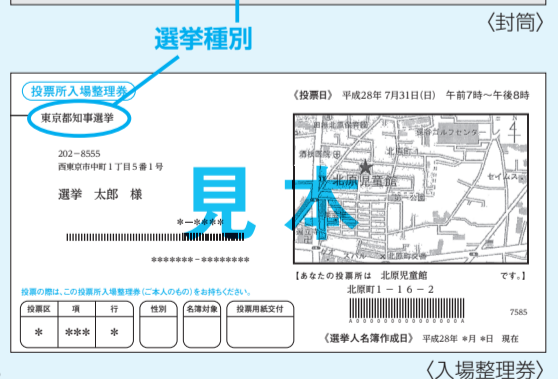
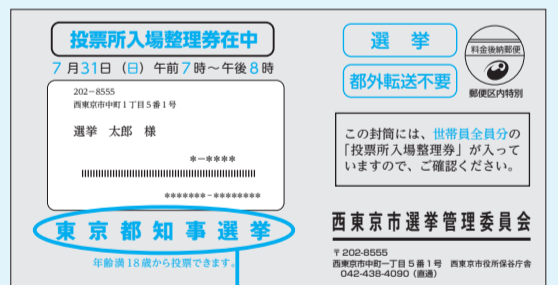
ご自分の入場整理券をお持ちになり、投票所へお越しください。

※記載の選挙種別をご確認ください。

届いていない場合

選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、期日前および当日の投票ができますので、係員にお申し出ください。

投票日当日に入場整理券をお持ちにならなかった場合は、投票所で再発行しますので係員にお申し出ください。その際、保険証・運転免許証などをお持ちになると手続きがスムーズです。



最近住所を移した方

	今の住所の投票所	前の住所の投票所
市内で転居	6月25日以前に転居届をした方	○
	6月26日以降に転居届をした方	○
西東京市に転入	4月13日以前に転入届をし、引き続き本市に住民登録がある方	○ (西東京市)
	4月14日以降に転入届をし、前住所が都内の方 (※1)	○
西東京市から転出	本市に3カ月以上住民登録のあった方が3月13日以降に都内へ転出した場合 (※2)	○ (西東京市)
	都外へ転出した方	投票できません

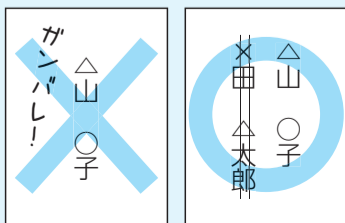
- ※1 前住所地の選挙人名簿に登録がある方に限ります。
持 西東京市が発行する引き続き証明書(選挙用の住民票は市民課で無料発行)
- ※2 転出先でも引き続き住民登録のある方に限ります。
持 転入先自治体が発行する引き続き証明書(選挙用の住民票は無料)

投票方法

投票用紙に候補者の氏名を1人だけはっきりと書いて投票箱に投函してください。

無効票とならないために

- 余分なことを書かない
2人以上書いたり関係ないことを書いたりすると無効となります。
- 書き間違えたときは訂正を
間違えた部分を二本線で消して、横に正しく書き直してください。



体が不自由な方

- 投票用紙への記入が困難な方は代理投票(係員による代筆)ができます。
 - 目の不自由な方は点字投票ができます。
 - 各投票所には、車いす・拡大鏡・老眼鏡・文鎮などを用意しています。
- いずれも、希望する方は投票所の係員にお申し出ください。



《お願い》 当日、投票所への車での来場はご遠慮ください。車を使用する方は、期日前投票をご利用ください(裏面参照)。